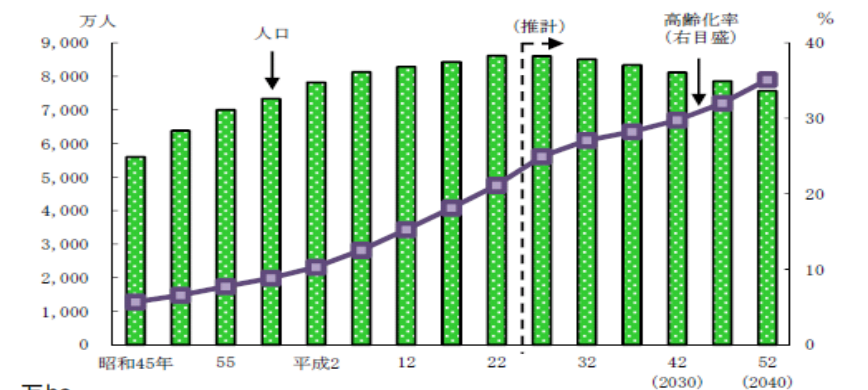


都市農業を取り巻く情勢の変化

- 人口減少と高齢化率の上昇に伴う宅地需要の沈静化等により、農地転用の必要性が低下
- 現在の生産緑地の約8割は平成4年に指定を受けており、まもなく買取申出が可能になる指定後30年を迎える
- 都市住民の約8割が都市農業・都市農地を保全すべきと考えている
- 市街化区域内農地は20年でおおよそ半分に減少しているが、生産緑地地区面積は維持

＜都市における人口・高齢化の推移と見通し＞



出典：都市農業基本法のあらし
 ※ 都市：国勢調査における人口集中地区

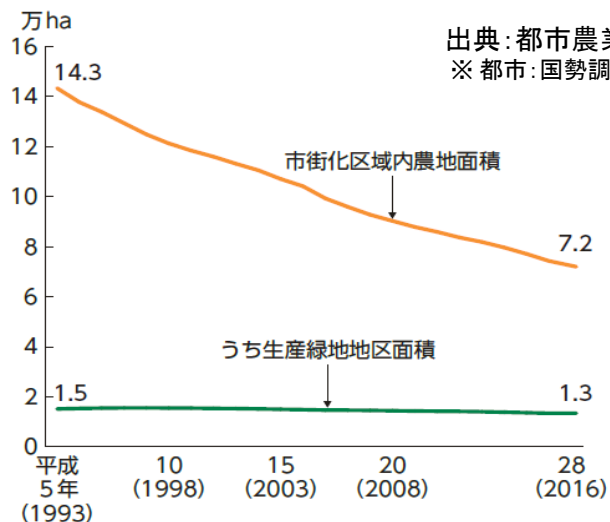
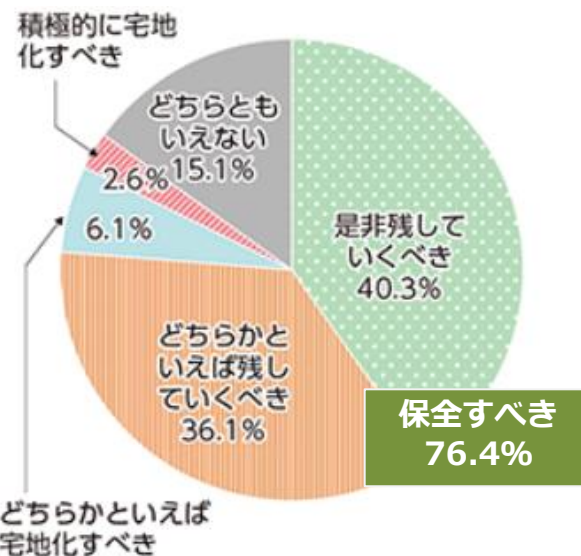


図 市街化区域以内農地と生産緑地地区面積の推移

出典：食料・農業・農村白書



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」（平成27（2015）年3月実施）
 注：三大都市圏特定市の都市住民を対象としたインターネット調査（回答総数2千人）

出典：食料・農業・農村白書

都市農業に対する国の動き

① 都市農業振興基本法（H27.4月成立）

都市農業の安定的な継続と多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境を形成に資することを目的に制定

- ・ **都市農業の重要性を法的に位置づけ**、安定的な継続を後押しする
- ・ 国及び地方公共団体は、**都市農業振興に関し施策の策定及び実施する責務**を有する
都市農業者及び団体は、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努める

② 都市農業振興基本計画の策定（H28.5月閣議決定）

都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本法第9条に基づき策定

- ・ 都市農業・農地の有する新鮮な農産物の供給や防災等の多様な機能の発揮を図る
- ・ **都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換**
- ・ 全国の販売金額の1割弱を占める消費地隣接の都市農業を再評価

③ 都市農業関連の法律改正など

○ 生産緑地法の一部改正（H29.6.15「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行）

- ・ 一律500㎡の面積要件を**市町村が条例で引下げ可能**（下限300㎡）
- ・ 直売所、農家レストラン等の設置が可能
- ・ **「特定生産緑地制度」の創設**（指定後30年経過した生産緑地の買い取り申し出可能期日の延長（10年ごとに延長可））

○ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（H30.6成立）

- ・ 都市農業の機能発揮等に関する事業計画を市町村が認定した場合、生産緑地の貸借が可能
- ・ 上記認定を受けた生産緑地は、**農地法上の農地権利移動の制限や法定更新の対象外**
- ・ 相続税の納税猶予を受けている**生産緑地を貸借しても猶予継続**
- ・ 都市農地の所有者から**直接農地を借り受けて市民農園の開設**が可能に

京都府における都市農地（主に生産緑地）の状況

- 京都府の生産緑地面積は、**約800haで全国7位**。また、特定市（10市）以外では、大山崎町が生産緑地を指定
- 市町村別の指定面積は、**京都市が断トツで全国1位**
- 京都府の生産緑地のうち**9割近くが平成4年に生産緑地の指定**を受けており、平成34年に多くの生産緑地が買取申出が可能となる指定後30年を迎える（「2022年問題」）
- 市街化区域内農業の占める割合は、**農家戸数や産出額は全域の約7%、野菜の産出額は約12%**

表 生産緑地地区の面積

都道府県	面積(ha)
茨城県	89
埼玉県	1,741
千葉県	1,134
東京都	3,183
神奈川県	1,336
長野県	3
静岡県	239
愛知県	1,110
三重県	184
石川県	0
京都府	801
大阪府	2,000
兵庫県	513
奈良県	593
和歌山県	76
福岡県	2
宮崎県	2
合計	13,008

H28.12.31現在

表 市町村別生産緑地の指定面積順位

順位	市町村	面積(ha)	地区数
1	京都市	599.5	2,155
2	さいたま市	352.4	1,426
3	横浜市	301.6	1,725
4	川崎市	287.2	1,824
5	名古屋市	270.2	1,851

H28.3.31現在

表 生産緑地の指定時期

	現在	うち、 H4指定	H4指定率
全国	13,008 ha	10,354 ha	80%
京都府	801 ha	709 ha	89%

表 京都府農業における市街化区域が占める割合

	農家戸数	農地(耕地) 面積	産出額		
			うち、 生産緑地		うち、 野菜
京都府全域	30,723戸	30,600ha	801ha	7,400千万円	2,750千万円
市街化区域	2,154戸	1,609ha	801ha	526千万円	338千万円
(対府全域比)	7.0%	5.3%	2.6%*	7.1%	12.3%
[参考]全国	11%	2%	0.3%*	8%	-

※ 全体の耕地面積に占める生産緑地の割合

京都府における市街化区域内農地の状況

- 市街化区域内農地は、**およそ半数が生産緑地の指定**を受けており、京都市や長岡京市の指定率は90%近い。
- 宅地化農地の固定資産税額は、**10aあたり約10万円**と負担が大きい。一方で、生産緑地の農地では軽減措置により**10aあたり約1千円**となる。※宅地化農地：生産緑地の指定を受けていない市街化区域内農地
- 生産緑地の買取申出に対して**地方公共団体が買い取る割合は1%未満**で、大半は買い取らない通知

表 市町村別農地面積(市街化区域内農地・生産緑地等)

	耕地面積 (ha)	市街化区域 内農地(ha)	耕地面積に占 める割合	生産緑地 面積(ha)	市街化区域内農地 に占める割合	市街化区域内	
						の農業産出額 (千万円)	うち、野菜 (千万円)
京都府	30,600	1,609	5%	801	50%	526	338
京都市	2,500	661	26%	585	89%	258	200
宇治市	381	68	18%	50	74%	19	6
亀岡市	2,760	109	4%	35	32%	25	8
城陽市	399	35	9%	13	37%	11	3
向日市	145	20	14%	15	75%	12	10
長岡京市	203	73	36%	61	84%	52	47
八幡市	483	44	9%	14	32%	16	12
京田辺市	788	40	5%	5	13%	7	4
南丹市	2,720	81	3%	10	12%	15	4
木津川市	1,490	102	7%	5	5%	22	11
福知山市	3,540	122	3%	0	0	30	4
舞鶴市	1,280	155	12%	0	0	31	11
大山崎町	31	23	74%	7	30%	7	5
久御山町	484	19	4%	0	0	10	9
井手町	169	26	15%	0	0	5	2
精華町	395	31	8%	0	0	5	2
その他	12,832	0	-	0	0	0	0

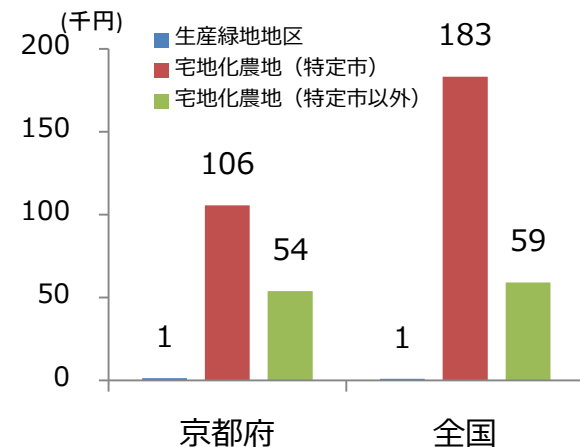


図 都市農地の固定資産税(10aあたり)

表 生産緑地の買取申出に対する回答
(H18 ~27の年間平均)

	面積 (ha)	件数
買い取る	1.9	13
買い取らない	209.4	1,724

特定市(10市)

京都府内の都市農地の変化

<京都市北部>

1975年



1987年



2008年



<京都市南部>

1974年



1987年



2008年



<京都市・宇治市>

1974年



1995年



2008年



京都府の都市農業者のイメージ①

京の食文化を支える京野菜生産農家

市町：京都市南区

経営概要：露地0.4ha、施設0.1ha

※生産緑地が大半

(京せり、九条ねぎ、トマト、なす、だいこん等)

販売先：飲食店等の直販、卸売市場持ち込み

労働力：常時4名(本人夫婦+息子夫婦)

経営の特徴：

- ① 京都市内の料亭からの注文に応じ生産する京せりや九条ねぎ等の京野菜は、おぼんざいをはじめとする京の食文化を支える
- ② 桂川からの肥沃な土壌が野菜の生産に適しているだけでなく、こだわりの土づくりにより高品質な農産物を生産



※イメージ

豊富な労働力が最高級宇治茶を生み出す

市町：宇治市

経営概要：茶1ha、田0.5ha

※過半が生産緑地

販売先：地域の茶問屋(相対取引)

労働力：常時3名(本人夫婦+息子)、パート

経営の特徴：

- ① 立地を活かした豊富な労働力により細やかな手摘みの作業が可能となり、最高級の宇治茶を生産(繁忙期には70名以上の雇用)
- ② 茶による食育に取り組むなど、地域住民と良好な関係を保ち、景観や癒やしの空間、防災拠点として茶園が地域になくってはならないものとして認識されている



※イメージ

京都府の都市農業者のイメージ②

京都独自の振り売り文化の継承

市町：京都市北区

経営概要：露地0.5ha、施設0.3ha
※生産緑地が大半（一部市街化調整区域）
（賀茂なす、みぶな、すぐき、その他多品目等）

販売先：振り売り、飲食店等の直販

労働力：常時3名（父+息子夫婦）

経営の特徴：

- ① 代々受け継がれる顧客名簿をもとに各家庭をまわり、野菜の良さや使い方を伝えつつ、消費者のニーズを捉えるため、消費者への直接販売をする振り売りを続けている
- ② 伝統食品であるすぐき漬けの農産物加工にも取り組み、振り売りなどで販売
- ③ 自家採種する京野菜を中心に、少量多品目生産を行うほか、規模拡大のため一部は郊外で出作をする



※イメージ

【参考】

京都府の都市的地域における農産物販売先では、全国や他府県と比較して農協出荷が少なく、消費者に直販や卸売市場、小売業者への販売が多く、独自の販路を有している

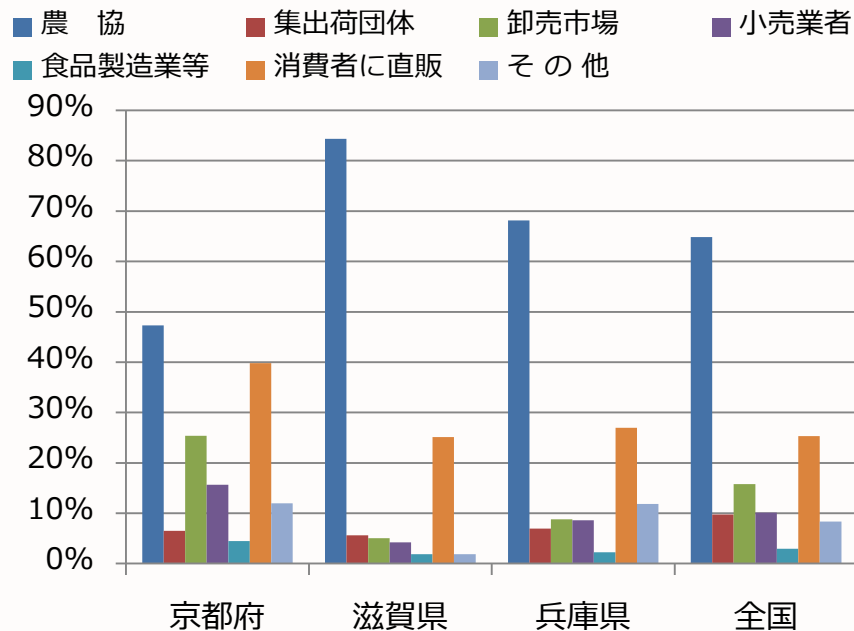


図 都市的地域における農産物販売先の比較

都市農業の公益的機能



資料：農林水産省作成

京都府における都市農業の公益的機能の例

景観作物によるやすらぎの提供

市町： 亀岡市

内容： コスモス園を開設して観光客を呼び込むとともに、地元住民にはやすらぎを提供



体験農園による農業への理解醸成

市町： 京都市伏見区

内容： 農業体験を通じて都市住民の農業への理解を醸成するとともに、娯楽の場を提供



農地の防災的機能の発揮

市町： 向日市

内容： 防災協力農地の登録を推進し、登録農地は災害発生時に、農地を飛散場所や資材置場、仮設住宅の建設用地として利用する



園芸を利用した福祉活動の取組

市町： 京都市山科区

内容： 体験農園の開設をあわせて高齢者や障害者等の園芸体験の場として園芸福祉にも取り組む



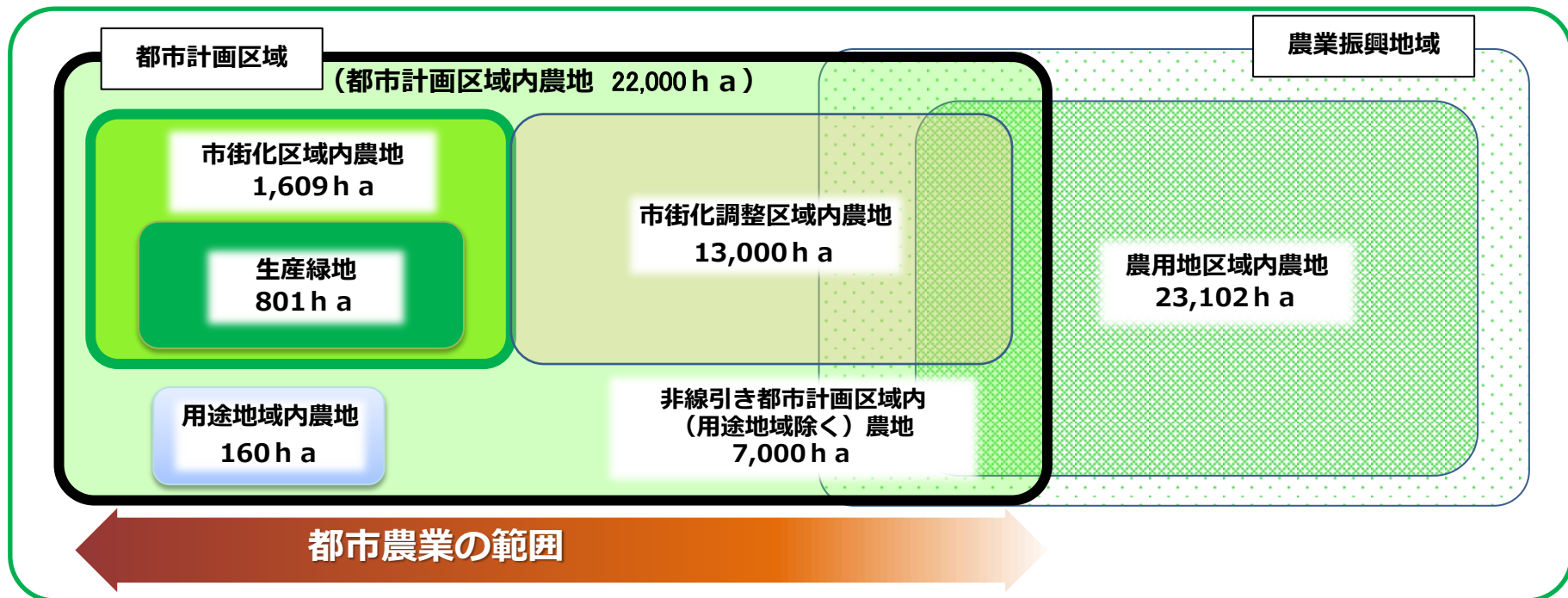
京都府における都市農業の定義①

<都市農業の範囲>

市街化区域内（非線引き都市計画地域における用途地域内を含む）**を中心**とし、
その周辺地域も含めた**都市計画区域内**で行われる農業の範囲を基本とする。

ただし、市町村が定める都市農業の振興に関する計画において、「都市農業」の範囲を独自に定めることを妨げるものではない。

京都府全域における耕地面積 30,600 h a



※都市計画区域内農地、用途地域内農地、非線引き都市計画区域内農地及び市街化調整区域農地の面積は、推計値

○ 都市農業振興基本法における都市農業の定義

市街地及びその周辺で行われる農業(第2条)

※ ただし、この法律に基づく施策の対象地域は、**地10** 共同体が定める地方計画等の中で具体的に示される。

京都府における都市農業の定義②

■京都府の都市計画区域の指定状況(平成28年5月10日現在)



凡 例	
	線引き都市計画区域(5) (線引きは義務制)
	線引き都市計画区域(2) (線引きは選択制)
	非線引きで用途地域を指定している(3) 都市計画区域 (線引きは選択制)
	非線引きの都市計画区域(3) (線引きは選択制)

京都府における都市農業の定義③

(参考) 他府県の状況

都府県	計画の対象範囲
東京都、神奈川県、千葉県	全域（都県の農業振興計画と兼ねる）
埼玉県	市街化区域及び非線引き都市計画地域における用途地域内農地を中心とし、それと一体となって農業が展開されている周辺部（農業振興地域を除く。）を基本とする。加えて、都市近郊で営農を通じて特徴的な緑地空間が維持されている見沼田圃及び三富地域も対象とする
愛知県、兵庫県	基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」。市町村が定める都市農業の振興に関する計画において、「都市農業」の範囲を独自に定めることを妨げるものではない
大阪府	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例において、都市農業を「府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している府の区域において行われている農業」と定義していることから、対象は府内全域とする

京都府における都市農業振興の必要性

府内の都市農業の中心となる京都市と連携し、生産者の意見等を反映した『京都府都市農業振興計画（地方計画）』を早期に策定して必要な施策を講ずることにより、都市的地域で展開されている特色ある農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業が有する多様な機能の発揮を通じた良好な都市環境を形成する。

【参考】用語説明

○ 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定。そのうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定される都市計画区域における区域区分は次の通り。

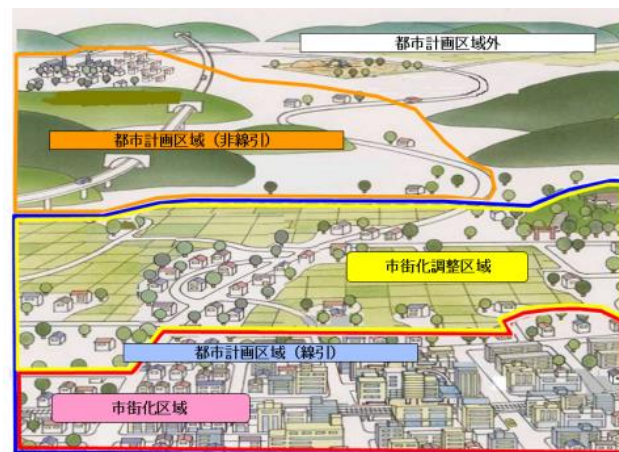
<市街化区域>

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

同区域内の農地の転用は届出制であり、効果の持続する農業施策の対象から除外され、当面の営農継続に必要な措置に限定された。

<市街化調整区域>

市街化を抑制すべき区域。同区域内の農地は、「都市計画法」及び「農地法」（昭和27年法律第229号）により開発と転用を制限された。



○ 「農業振興地域」と「農用地区域」

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき策定される農業振興地域整備計画により決定。

<農業振興地域>

相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。

<農用地区域>

農業振興地域のうち、農用地等として利用すべき土地の区域。農用地区域においては、厳しい転用規制の下、農業振興施策を計画的・集中的に実施。市街化区域と農業振興地域は、重複して指定してはならない。



○ 「生産緑地地区」

生産緑地法（昭和49年法律第68号）は、市街化区域内において良好な生活環境の確保に相当の効用を持ち、かつ、公共施設等（公園、緑地、学校、病院等）の予定地として適している農地を計画的に保全。

平成3年の改正により、生産緑地地区の指定要件は大幅に緩和される一方、原則30年の営農が義務づけられた。